

規 則

「千曲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和8年7月3日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第25号

千曲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千曲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 27 年千曲市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 を削り、第 5 条の 3 を第 5 条の 2 とし、第 5 条の 4 を第 5 条の 3 とする。

第 20 条の 2 を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。